

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
① 前田道路株式会社	東京都品川区大崎 1-1-3
② 大成ロテック株式会社	東京都新宿区西新宿 8-17-1
③ 鹿島道路株式会社	東京都文京区後楽 1-7-27
④ 大林道路株式会社	東京都千代田区神田猿樂町 2-8-8
⑤ 日本道路株式会社	東京都港区新橋 1-6-5
⑥ 世紀東急工業株式会社	東京都港区芝公園 2-9-3
⑦ 株式会社ガイアート	東京都新宿区新小川町 8-27
⑧ 東亜道路工業株式会社	東京都港区六本木 7-3-7
⑨ 株式会社NIPPON	東京都中央区京橋 1-19-11

2. 指名停止措置期間

- ②の業者 令和元年8月9日から令和元年12月8日まで（4カ月間）
③④⑦の業者 令和元年8月9日から令和元年10月8日まで（2カ月間）
①⑤⑥⑧⑨の業者 令和元年8月9日から令和元年9月8日まで（1カ月間）

3. 指名停止措置の範囲 参議院所管の工事

4. 事実概要

上記事業者9者はアスファルト合材の製造販売をめぐる、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた。

5. 指名停止措置理由

上記4. は、参議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成15年4月4日議長決定）別表第2第4号に該当する。

（別表第2「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」）

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 4 指定区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第11号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2カ月以上9カ月以内